



第 271 号



- 女性部だより 平成24年度関東地域協議会女性部会交流会
- 安全衛生研修会 リスクアセスメント推進研修会を開催
- 都受託講習会 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」を開催
- 建廢委員会施設見学会 新井総合施設君津環境整備センター見学、勉強会も開催
- 青年部だより BCPに関する説明会、アースデイ2013への参加案内



社団法人 東京産業廃棄物協会

有明興業は、未来のエネルギーを創造します。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。

陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。

2011年度優良企業(積替保管を除く)
中間処理業
産廃エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

優良産廃処理業者認定制度
優良認定業者
ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARAIKE KOGYO CO., LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲2-8-25 TEL:03-3522-1911 FAX:03-3522-1919
IS 533201/JIS Q 27001
BSI ISO 14001
JAS ISO 9001
JAS ISO 14001
JAS ISO 14001

TAKATOSHI

2011年度 中間処理業
収集運搬業 (積替保管を含む)
産廃エキスパート
認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために…
高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

●ISO14001 (認証取得: 1999年5月)
●OHSAS18001 (認証取得: 2003年10月)
●GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
●電子マニフェストシステムへの積極的対応
●整備されたコンプライアンス体制
●徹底した情報公開

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL. 03-3389-8111 (代) FAX. 03-3228-0842
市川エコ・プラント (高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL. 047-395-1878 FAX. 047-399-5362
東京臨海エコ・プラント (高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL. 03-5755-8011 FAX. 03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内

安心
迅速
確実
安全

〈目次〉

[女性部だより] 平成24年度関東地域協議会女性部会交流会 お茶の淹れ方実演あり、生演奏ありと笑顔あふれる交流会に	2
[安全衛生研修会] 安全第一、人命第一 2月21日、リスクアセスメント推進研修会が開催される	6
都から受託の「産業廃棄物処理業者向け(入門)講習会」を開催 ～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～	8
[制度の動き] 東京都、総量削減義務の第二計画期間の削減義務率等に対する パブリックコメントを実施(実施期間: 3月1日~21日)	16
環境省 報道発表資料より 微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の 無害化処理に係る大臣認定について	17
[建設廃棄物委員会] 首都圏至近の管理型処分場・新井総合施設(株)君津環境整備センターを見学 法改正と排出者責任、建設廃棄物についての勉強会も開催	18
[青年部だより] 新春勉強会を開き、BCP(事業継続計画)に関する説明会を開催 『今年もアースデイ東京2013を東京産業廃棄物協会として協賛します』	22
[法制度検討委員会] 建廃「選別」他について提言の方向性を取りまとめ	24

委員会報告(収集運搬委員会、中間処理委員会).....	25
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part70	26
つぶやき.....	27
講師余談.....	28
会員情報.....	30
協会の主な今後の日程.....	31
事務局だより・編集後記.....	32
表紙の言葉.....	25

本号の用紙はすべて再生紙を使用

女性部だより

平成24年度関東地域協議会女性部会交流会 お茶の淹れ方実演あり、生演奏ありと笑顔あふれる交流会に

平成25年2月21日(木)15時よりニューオータニイン東京（品川区大崎）3階「おおり」にて、(社)東京産業廃棄物協会女性部主催による「平成24年度関東地域協議会女性部会交流会」が開催された。プログラムは講演会と賀詞交歓会の2部構成で、若手音楽家による生演奏がBGMに流れるなど、女性らしい演出が光る交流会となった。



高橋会長（前列中央）、古川専務理事（前列左）とともに、参加者全員集合

第一部 講演会

第一部の講演会では、まず東京都環境局廃棄物対策部・木村尊彦部長から、産業廃棄物処理の現状、課題などについてわかりやすい解説があった。その後の質疑の中でも現場で抱える質問、要望に対し懇切丁寧な回答、解説があり大変役に立った。



木村部長



伊藤講師

続いて、日本茶インストラクターの女性第一号である(株)福寿園京都本店「京の茶蔵」チーフ 伊藤明子氏から、「おいしいお茶の淹れ方」と題して、今すぐお茶が飲みたくなる実演つきの講演が行われた。日本茶インストラクターとは、わかりやすく言えば“お茶のソムリエ(茶ムリエ)”で、お茶を美味しい・楽しく・正しく・健康的に飲んでもらうため

の普及活動をする資格だそうだ。資格をとるには歴史・流通・化学・農学・家政学などの知識が必要とのことで、こうした内容に沿って講演が進められた。

◆データからみるティータイム

緑茶消費量は1975年（昭和50年）をピークに減少傾向にあったが、2004年（平成16年）にペットボトル入り緑茶が発売され過去最大となった。

50歳代までの層は圧倒的に緑茶飲料（ペットボトル）を飲む人が多いそうだ。最近の調査では急須がない家が増えており、その理由は、淹れ方がわからない、又は、急須で入れると渋かったり苦かったりするがペットボトルのお茶はいつも同じ味で安心だからだという。

近年、緑茶の購入先が茶小売店からスーパー・コンビニエンスストア、通販へと変わってきており、購入の際にお茶の淹れ方、飲み方を尋ねることができず正しい情報が伝わりにくいという状況がある。こうした流通経路を踏まえたうえで、よりわかりやすいお茶のPR方法が必要ということで、「お茶の淹れ方実演会」となった。参加者を代表して佐々木由佳氏（加藤商事株）が家庭や会社の先輩から習ったという日頃のお茶の淹れ方を披露し、伊藤講師からアドバイスを受けるという形での講義である。



お茶の淹れ方実演（左は参加者代表の佐々木氏）

《お茶の淹れ方（一人分）》

茶種	玉露	煎茶	水出し茶
茶の量	3g	3g	10g
湯の量	20ml	60ml	500ml
湯の温度	50°C	70°C	冷水
浸出時間	2分30秒	1分30秒	4時間以上

（女性部会講演資料より）

◆美味しいお茶の淹れ方

お茶を淹れるポイントは、茶の量・湯の量・湯の温度・浸出時間の4つだ。茶種ごとに最適な淹れ方は上記の表の通り。お湯は器に移すことで約10°Cずつ湯温が下がるので、使用する電気ポットの設定温度も知っておこう。茶を注ぐときは、濃さが均一になるように回し注ぎ、最後の一滴まで注ぎ切ること。但し、急須を振り回すと渋みが出てしまうことがある。茶を供する際には、茶托の木目はお客様に対して水平にするのが正式であるそうだ。また、茶碗の底（糸尻）の水気はふき取っておく（茶碗が茶托にくっついてしまうため）などの“気配り”も大事のことである。

さらに、伊藤講師が前夜から作ってこられた「水出し茶」が参加者全員に供された。淡い緑色で香りと甘みが口いっぱいに広がる。茶葉に含まれる旨味成分のテアニンは低い湯温でも時間が経過することで溶出量が増えるが、渋味成分のカテキン類や苦味成分のカフェインは80°C以上の高温だと急激に溶出するため、水出しすることで茶葉が持つ旨味成分を最大限に引き出すことができるのだ。私たちが普段淹れるお茶が渋いのは湯温が高すぎるせいで、旨味成分は溶出されて

いるが、渋味・苦味に隠れて感じにくくなってしまうそうだ。

◆茶の栽培と製造方法、種類について

緑茶、烏龍茶、紅茶等の様々なお茶は、すべてツバキ科の仲間であるカメリア・シネンシスというお茶の木から作られる。摘んでもすぐ加熱して酸化酵素の動きを止めたものが緑茶（不発酵茶）、途中で発酵を止めたものが烏龍茶（半発酵茶）、酸化発酵を促進したものが紅茶（発酵茶）となるのだ。

日本茶には栽培・製造方法や収穫時期、形状によって様々な種類がある。中でも大きく影響するのが栽培方法である。茶葉に含まれる旨味成分のテアニンは、日光が当たると渋み成分のカテキンに変化する。露天園で日光を十分に浴びた茶を栽培すると適度な渋みがあり、爽やかな味わいのお茶になる（煎茶・深蒸し茶等）。一方、茶園に覆いを被せる覆下園で栽培すると渋みが少なく旨味の多いお茶になる（碾茶・玉露・かぶせ茶等）。こうした栽培方法の違いによるお茶の特徴を活かすためにも、湯温や抽出時間を守ってほしいとのことだ。

◆お茶の効能効果と健康について

鎌倉時代に記された『喫茶養生記』に「茶也養生之仙藥也延齡之妙術也」（茶は養生の仙薬なり、延齡の妙術なり）との記述があるように、古くからお茶を飲むことは体に良く長生きの薬であるとされてきたが、最近では科学的にお茶の成分や効能がわかつってきた。

お茶の成分には、水に溶ける成分（水溶性）と溶けない成分（脂溶性）がある。溶けない成分を摂取するには、抹茶のようにお茶そのものを飲む以外、茶葉を食べなければならない。水溶性成分の主な

効能効果としては、食中毒予防・ガンや生活習慣病の予防、リラックス効果、風邪予防、口臭予防がある。一方、脂溶性のビタミンEには血行促進が期待できる。お茶を淹れた後の茶殻には栄養分が残っているので、おひたしやチャーハンの具など食材として活用し、お茶を最後まで楽しんでほしいとのことだ。

講演後は次のような質疑応答となった。

問1 安いお茶の茶殻を食べてみたら美味しくなかったのですが、食用に向くものは？

答 価格の高いものほど旨味が多く渋みが少ないので、茶殻を食べるのであれば玉露や上級煎茶が望ましいです。安い茶殻は細かく刻んでチャーハンの具などにしてみてください。

問2 カテキンは体に良い効能がありますが渋味です。健康をとるか、味をとるか、どちらがよいのでしょうか？

答 茶の種類によって得られる成分が違います。体には良いが渋い緑茶の製品もあるし、玉露には旨味のテアニンが多いですが同時にカフェインも多く寝る前には向きません。どのような効能を得たいか、TPOに合わせて使い分けください。

問3 賞味期限が切れたお茶はどうしたらよいですか、保管方法も教えてください。

答 お茶は熱・酸素・光・湿気に弱いので、開封したらどんなお茶でも1か月以内に消費してください。

未開封のものは冷凍庫で保管し、必ず常温に戻してから封を開け1か月以内に飲み切ってください。未開封で消費期限（通常約1年）を大きく経過したもの、

又は開封して1か月以上経ったものは、油をひかないフライパンで乾煎りしてみて（=焙じる）、美味しく飲めるのであれば飲用し、味が悪ければお茶出しパックのようなものに入れて下駄箱や冷蔵庫の消臭、入浴剤等に使用できます。

第二部 賀詞交歓会

17時15分からは同じ会場にて賀詞交歓会が開催された。はじめに主催者を代表して二木玲子・女性部部長から「女性部会による交流会は6回目になります。昨年の10月には

200名を超える女性部の皆さんがあつて『e-Lady21のつどい』を開催することができました。女性部は東京、千葉、埼玉、沖縄に続き、群馬にもできました。女性の良さは団結力と明るさ、真面目さだと思います。今年は激変の年と聞きました。激変のときこそチーム力が必要です。産廃協会や会社、家族などの繋がりを大事にし、どんな状況にも耐え、新しいことを生み出すチャンスの年にしていきたいと思います。』と挨拶があった。

次に来賓の高橋俊美・東産協会長、佐藤泉弁護士より祝辞があった。高橋会長は「女性部の活躍はすばらしい。非常に勉強熱心で、今日もいろいろな知識を学ばせてもらいました。

ビジネスの世界では今後もますます女性の活躍が求められていると思います。今後も女性部会の活躍に期待しています。また、全国47都道府県の協会全部に女



佐藤弁護士

性部会ができるのを願っているので応援していきたいと思っています。』

佐藤泉弁護士は「先ほどの木村部長の講演を伺って、私たちの生活は最終処分場で働く方々に守られているのだとつくづく感じました。廃棄物の仕事はこの社会を支えているのだということを、子供たちに教えていかなければならぬとも思いました。今年は年初から大きな事件が次々と起こりました。こうしたとき、私たちは“守られている”と感じます。この気持ちを社会に活かして、貢献していきたいと思います。皆さまの益々のご活躍をお祈りします。』

続いて古川専務理事が「女性が活躍できない会社は消えてなくなる、と言われる時代になりましたが、産廃の会社にも女性社員が増えているようでこれから先が楽しみです。東産協も女性の活力を活かしていただいて元気になろうと思いまして、今後とも宜しくお願ひいたします。』と述べて、乾杯の音頭をとった。

会場にはピアノ・ヴァイオリン・チェロによる生演奏が流れ、和やかに歓談・食事が続く中、各県の女性部会が順に前に出て活動紹介や自社紹介を行った。

笑顔の絶えない交流会は19時20分、盛会裏に終了した。



若手演奏家たち

〔安全衛生研修会〕

安全第一、人命第一

2月21日、リスクアセスメント推進研修会が開催される



全体写真

この研修会は、労働安全衛生法により「危険性又は有害性等の調査」の実施が努力義務となっているのに合わせ、事業場自らが行う自主的な安全衛生対策をどのようにしていくかを再認識してもらうことを目的として、定期的に行っているものである。



まずははじめに、当協会、安全衛生推進委員会の阿部副委員長の開講の挨拶に始まり、講義1の「産業廃棄物処理におけるリスクアセスメントの必要性」は、当委員会の西原委員が講師を務めた。

労働災害の発生状況では、死亡者数及び休業4日以上の死傷者数とも前年より増加していることが示された。死傷災害発生状況では、起因物・事故の型でト

ラック、墜落、転落で、111人と突出しているとし、人と物が接触しリスクが発生、安全衛生対策が不備だと労働災害が発生する、という流れを理解しておくことが大切であると、わかりやすい説明があった。

また、労働災害の発生と企業の責任では、補償上、行政上（許可取り消し、入札参加禁止など）、そして社会的責任が出てくること、安全配慮義務を怠ると会社自身がなくなってしまう場合もあること、非常に重要なことだ、と強調して語っていた。

さらに、安全配慮については、事例を取り上げ、安全配慮をしないことがいかに大きな代償となるか、ほんの少しの見過ごしが取り返しのつかないものとなって戻ってくるか、労働者の日々の状況をしっかりと把握することがいかに重要か、

など気持ちを込めての説明があった。

続いて、「リスクアセスメントは、労働災害防止のための予防的手段である。

職場に潜んでいる危険の源を取り除き、労働災害が発生しないようしていく努力が必要である。そのためには、

経営トップの安全衛生方針の表明が重要である。経営者参加のもと、労働災害防止のための会議は、その実践とも言えるものであり、この時間は惜しむものではない。安全衛生計画を策定し、実行、評価、改善していくという労働安全衛生マネジメントシステムにより継続した取組がなされることになる。」と締めくくった。

講義2では、「リスクアセスメントの基本と実施に向けて」を中央労働災害防止協会の池田講師より基本部分から丁寧な説明がなされた。安全対策においてもリスクの見積結果等により、その優先順位を決定できること、リスクやその低減措置ごとに緊急性と人材や資源など必要な経営資源が具体的に検討されること、頻度、可能性、重篤度でリスクを見積もること、など実

施にむけたポイントを語ってくれた。また、「KY活動」との違いでは、これは、日々実践し、作業者のリスクに対する感受性を鍛え、リスクを回避して災害を防止するもの、リスクアセスメントは、リスクを定量的に見積もり、対策の優先度を決め、リスク低減を行った後、管理者、経営層を含めて検討し、措置を実施し、労働災害を防止していくもの、ということであった。

演習においては、9班に分かれてグループ討議を行った。「大きなリスクは発見できたか、災害への流れは表現できたか、など共有することが重要であり、見積では、方法を理解できたか、人によってバラつきが出ることを体験できたか、基準

表はわかりやすくしておること、平均点では評価せずによく話し合うことが大事であること、低減措置はハード対策から検討できたか、作業ルールや教育のソフト対策だけでは重篤度は下がらないことを理解してもらいたい。」として、演習を締めくくった。

最後に、伊藤委員長から「安全はいつも念頭に」という閉会の挨拶があり、研修会が終了した。

圧縮天然ガス（CNG）トラック等補助事業は25年度も引き続き実施されます。

（問い合わせ）東京都環境局 自動車公害対策部 規制課
電話 03-5388-3529



西原講師



池田講師



伊藤委員長

都から受託の「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」を開催 ～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～

(社)東京産業廃棄物協会は、昨年に続き東京都からの受託講習会を5回にわたり実施した。廃棄物処理業に従事して5年以内の方を対象にした適正処理の為の基礎知識や実務に関する内容で、TKPスター貸会議室上野ANNEX（台東区東上野）にて2月6日(水)、7日(木)、18日(月)の3回、トヨタドライビングスクール東京会議室（立川市羽衣町）にて19日(火)、25日(月)の2回を開催した。講師は（公財）東京都環境公社から、都清掃局、環境局の要職を歴任し廃棄物処理の現場にも精通した森浩志理事長と、当協会法制度検討委員会委員長の（株）五十嵐商会・篠原周治常務取締役の2名にお願いした。また、この講習会は募集開始の翌日には全5回分が定員に達するほど関心を集めた。参加者数は計217名、当協会員と協会員外の比率は21：79であった。



志村課長 講義に先立ち、主催の東京都環境局廃棄物対策部・産業廃棄物対策課志村課長が開催趣旨等について「今回の講習会は、東京都が静脈ビジネスの発展を目指して開催するもの。排出事業者責任が強化される中、排出事業者から法律的な相談を受ける機会も増えてくると思う。処理業者が廃棄物処理法をきちんと理解してアドバイスできることが、仕事を進めていくうえで強みになるのではないか。廃棄物処理法は毎年のように改正される状況にあるので、古い情報に基づいてお客様に情報提供していると、お客様を違法状態に陥らせてしまう危険性もある。今日の講義を最新情報として社内で共有し、今後のビジネスに活かしていただきたい。」と挨拶した。

講義は共通のカリキュラムに従って実施されたが、用意されたテキストのほか講師2名がそれぞれ用意した参考資料や体験談を織り交ぜ、参加者へのアンケートでは「講義がとてもわかり易かった」「講師の体験談をもっと聞きたかった」「これまで廃棄物処理を体系的に学ぶ機会が持てなかつたので勉強になった」「他の従業員にも受けさせたい」など、大変に好評だった。



熱のこもった講義をする森講師

◆廃棄物処理とは

廃棄物とは「汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの」と定義されているが、様々な廃棄物が搬入される処理現場での判断は難しい。しかし、廃棄物とは何かがわからないと処理業のスタートラインには立てないということで、最初の講義は、廃棄物の定義、産業廃棄物と一般廃棄物・有価物との違い、法律・政令で定められた廃棄物と業種指定、廃棄物処理の目的、処理の流れについて詳しく解説された。

近年は“不要物”的概念が複雑になり廃棄物か有用物かを判断するための考え方「総合判断説」とはどういうことか、事例として「おから事件」を取り上げた。豆腐製造業（工場）から排出された「おから」の処理委託を受けた業者が廃棄物処理法違反（無許可営業）に問われた裁判で、業者は「おから」は肥料や飼料に再利用するので専ら物である（従って産廃許可は不要）と主張したが、最高裁は①客観的に見て腐敗しやすい性状である、②全量が有効利用されているわけではない、③処理料金を徴収していたといった状況から、「おから」は産業廃棄物にあたるとした。（※総合判断説については11頁のQ15に詳述）しかし、町の豆腐屋さんから出る「おから」は事業系一般廃棄物となる。このように同じ廃棄物でも業種によっては産業廃棄物となったり一般廃棄物とされたりするので注意が必

要である。判断に迷ったら自治体や産廃協会に相談してほしいとのことだ。

◆廃棄物処理法について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」制定までの経緯や変遷、法の体系や概要について解説された。廃掃法は制定以来、数年おきに改正され近年では毎年のように改正強化されている。なぜこのように頻繁に法律が変わるのが、法改正のきっかけとなった具体的な事件もあわせて紹介され、複雑な法令が大変わりやすい説明となっていた。

また、廃棄物処理に係る関係法令は数多くなじみにくいものだが、産廃処理施設の審査においては全ての関係法令（大気汚染防止法、都市計画法等々）をクリアしないと許可を出せないため、役所では各法令の関係部署が横断的に連絡を取り合っているとのことだ。廃棄物処理に携わる人は、こうした知識を持っていることも必要であるとのことだ。

◆産廃処理の実務について

産業廃棄物を処理する際には、保管・収集運搬・積替保管・中間処理・最終処分それぞれに法令で定められた処理基準があること、その概要について、処理委託契約の5原則や、実際の委託手続きの流れなどが解説された。法が定める排出者責任と現実にはズレがあるが、これからの処理業者は、排出事業者がその責任を果たせるようサポートしつつ、ビジネスに結び付けていく姿勢が大切であると説いた。

平成23年改正においてマニフェスト制



篠原講師

度が強化され、産業廃棄物の運搬又は処分の受託者はマニフェストの交付を受けて産業廃棄物の引渡しを受けてはならない、また排出事業者もマニフェスト

(A票) を5年間保管しなければならないとされた。マニフェストとは何かという基本から取り扱いまで、記入演習なども実施しながら解説された。

◆作業の安全確保と事故時の対応

廃棄物に係る事故は、周辺環境に影響を及ぼし、企業経営の存続にもかかわる問題である。作業の安全確保のために大切なポイントが解説された。収集運搬に携わる人は、運転に注意するだけでなく、「廃棄物を運ぶ」ということを意識し、また自身の安全確保のためにも、作業前にたとえ5分でも是非自分自身で車両を点検してほしいとのことだ。森講師は、清掃工場の運転に係った経験から、事故の予防と安全向上のためには3つの柱があるという。1つ目は予防保全（手順書の確認や危険予知（KY）、保護具の着用、日常点検等）、2つ目は事故時の措置

（情報管理が重要）、3つ目は起こった事故を参考にして二度と起こさないためにはどうしたらよいか考えることだ。新聞等で他社の事故を見つけたら、できるだけ情報を集めて自社にあてはめてみると

よい。また事故の訓練は、たいていがセオリー通りに行われるが、むしろ一番困難な状況を想定して実施すべきだ、とのことだ。

◆処理業の将来に大切なこと

廃棄物の事業は、適正処理とリサイクル（資源循環）の両輪で成り立っている。適正処理はあたりまえとなってきた現代、社会の流れはますますリサイクルにシフトしていくだろう。リサイクルは単に技術の向上だけでなく、どういう制度やしあげを作ればリサイクルが進むか、と考えることが重要だ。

森講師は、環境学者の田中勝氏の言葉を借りて、「これから廃棄物事業に大切なことはPride（誇り）、Dream（夢）、Mission（使命）」であるという。循環型社会形成の担い手であるという意識を持ち、世の中の変化と進歩を廃棄物業界の発展に活かしていこう、と結んだ。

篠原講師は、「廃棄物処理業は“環境を守る良い仕事”と思っていても、排出事業者や周辺住民に理解されないことが多いのも現実」だが、最近インターネット等で話題となっている「青いクマ（=あせるな、おこるな、いばるな、くさるな、まけるな、の頭文字）を実践し廃棄物業界発展に貢献していきたい」と結んだ。

質 疑 応 答

講義終了後の質疑応答では、再生資源となるもののマニフェストの取り扱いや、グラスウールが巻かれた鉄管は有価物となるか、など主にマニフェストや有価物に関する質問が多くだったので、参考として大阪府がとりまとめた「よくあるご質問（FAQ）」を抜粋して掲載します。

参 考

【産業廃棄物排出事業者のためのFAQ（建設廃棄物を除く）（大阪府・平成24年12月12日付）より抜粋】

Q15 廃棄物か有価物かをどのようにして判断すればよいのか？

A15 廃棄物処理法は、廃棄物について種々の規定を設けておりますが、廃棄物に該当しない「有価物」については、当然のことながら廃棄物処理法の規定は適用されません。

廃棄物の定義規定については、昭和46年の廃棄物処理法施行当時は、「客観的に汚物又は不要物として觀念できる物であって占有者の意思の有無によって廃棄物となり又は有用物となるものではない」とする考え方が採用されていました。（昭和46年10月25日環整45号通知）この考え方によると例えば貴金属を含む汚泥や金属くずのように高額で取り引きされているものであっても廃棄物としての規制を受けるという問題がありました。

その後、昭和52年にはこの考え方改められ、「占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」という考え方（いわゆる「総合判断説」）が採用されています。（昭和52年3月26日環計37号通知）この考え方、「廃棄物は排出者にとって不要であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置き、不適正処理に対しては厳正に取り締まることが必要である。」との考え方に基づくものです。この場合、有価物として有償売却されていた物が、市況変動により料金を支払って委託処理することとなった場合、産業廃棄物に該当することとなって委託基準が適用されることに注意する必要があります。また、「占有者が自ら利用することができないために不要になった物」に該当するか否かも総合判断説によりますが、自ら利用すればどのような物でも廃棄物でなくなるものではなく、他人に有償で売却できるものを自ら利用することが必要な条件となります。

なお、総合判断説は、最高裁判例（H11.3.10最高裁第二小法廷決定。いわゆる「おから判決」）においても是認されています。

「総合判断説」において国が示す5つの判断要素（1. その物の性状、2. 排出の状況、3. 通常の取扱形態、4. 取引価値の有無、5. 占有者の意思）は、総合的に判断するということであって、どれか一つの要素だけで決まるものではありません。

りませんが、実務的に最も重要視されることが多い「4. 取引価値の有無」については、環境省から次のようにその考え方方が示されています。(H17.8.12環境省通知「行政処分の指針について」)

「占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。」

このように、有償譲渡がなされているかどうかの判断は、費用の名目を問わず排出事業者にとっての収支の実態で判断するものであり、大阪府はその目安を次のとおりしております。

●排出事業者が運送費を負担する場合

売却代金と運送費を相殺しても排出事業者側に経済的利益があること。すなわち、受入事業者が運送費相当額以上の対価を払って購入すること。

(注) 運送費は委託運搬による場合は運搬委託料金とし、自ら運搬する場合は運搬に要する実費とする。

●受入事業者が運送費を負担する場合

受入事業者が排出事業者に対価を支払うこと。支払われる対価は、経済合理性に基づいた適正な対価として、受入事業者と排出事業者が協議のうえ合意した額であること。(対価は必ずしも金銭で支払われなくてもよい。)

また、5つの判断要素のうち「占有者の意思」は、その物の性状、保管及び排出の状況、取引価値の有無など客観的な諸事実から社会通念上合理的に推認できる占有者の意思を言います。

Q16 輸送費が売却代金を上回る場合は廃棄物になるか？

A16 売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失がある場合（「運賃による逆有償」とか「手元マイナス」と言われます。）は、有償譲渡がなされているとは言えず、廃棄物に該当することになります。(A15参照) この場合は、受入側事業者における再生利用後に客観的に有償売却できる性状となった時点ではじめて廃棄物を「卒業」するものであり、それまでは再生利用施設における保管や処理を含めて廃棄物として規制され、廃棄物処理法の規定が適用されます。しかし、平成16年度に、次の1から4のすべての条件に該当する場合に限り、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点、つまり、受入事業者への引渡しの完了時点で、廃棄物に該当しなくなる（有価物とな

る）とする新しい考え方が国から示されました。(H17.3.25環境省通知「『規制改革・民間開放推進3か年計画』において平成16年度中に講ずることとされた措置について」及びH17.7.4環境省通知「規制改革通知に関するQ & A集について」)ただし、この場合でも引渡しが完了するまでの運搬過程については廃棄物処理法の規制が適用されます。(マニフェストの運用についてはA62参照) また、受入事業者側で本来は処理費が必要であるにもかかわらず、売却代金を支払う形にし、その分を運搬費に上乗せするような脱法的な行為は、受入事業者側に売却しているとは認められません。

1. その物の性状が、再生利用に適さない有害性を呈しているもの又は汚物に当たらないものであること。なお、貴金属を含む汚泥等であって取引価値を有することが明らかであるものは、これに当たらないこと。
2. 再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用すること。
3. 再生利用をするために有償で譲り受ける者において、名目の如何に関わらず処理料金に相当する金品を受領していないこと。
4. 再生利用のための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。

このうち、2の条件に該当するかどうかについての大坂府での判断事例は次のとおりです。

〈製造事業として確立・継続しているかどうかの判断事例〉

●製造事業として確立・継続していると認められる事例

- ・売却先で加工した後、製品として売却する場合（マテリアルリサイクル）
- ・売却先で修理、加工等をした後、同一用途でリユースするため売却する場合

●製造事業として確立・継続しているとは認められない事例

- ・売却先で加工することなくそのまま埋立資材等として利用している場合
- ・売却先での利用方法がボイラー等による熱回収（サーマルリカバリー）である場合
- ・売却先での利用方法が燃料の製造（RDF、燃料用木くずチップ等）である場合
- ・売却先で加工した後、製品として売却することなく自ら利用している場合

Q62 輸送費が売却代金を上回る場合で引渡し側に到着した時点で有価物となる場

合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A62 環境省の「規制改革通知」(H17.3.25)では、いわゆる「運賃による逆有償」「手元マイナス」で売却される場合については、運送段階までは産業廃棄物に該当するが、引取側に到着した時点で廃棄物に該当しなくなる場合があるとの考え方が示されております。(A16参照) この場合に、「最終処分を行った場所」は、廃棄物を「卒業」した場所、つまり引取側の再生施設の所在地となります。

また、引取側に到着した時点で廃棄物に該当しなくなることから、「産業廃棄物の処分の受託者」は存在しないことになり、マニフェストC票以下の運用は不要です。(A票、B1票、B2票のみ使用)「処分受託者」欄には、売却先の会社名を記入し、このような特殊な運用となっていることが分かるような書面とともに、保存しておくことが望れます。なお、「処分の受託」欄(受託者の会社名・処分担当者の氏名)については、売却先に記入してもらうことが望まれるもの、売却先には記入する法的義務がありませんので、空欄のままにしておくことも可能です。(排出事業者又は収集運搬業者が「処分の受託」欄に記入することは適当ではありません。)(A63参照)

なお、廃棄物処理法でいう「最終処分」とは、埋立処分(及び例外的に海洋投入処分)だけでなく、再生も含む概念であることに留意してください。

Q63 複数の飲食店から無償で廃油を回収する収集運搬業者が、再生業者に有償で売却する場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A63 飲食店は無償で廃油を引き渡しているため、産業廃棄物の処理委託となってマニフェストの交付が必要であり、収集運搬過程については産業廃棄物として規制されます。しかし、再生業者には有償で売却していることから再生業者には有価物として引き渡していることになり、廃棄物に該当しなくなっていますので、「産業廃棄物の処分の受託者」は存在しないことになり、マニフェストC票以下の運用は不要です。(A票、B1票、B2票のみ使用)「処分受託者」欄には、再生業者の会社名を記入し、このような特殊な運用となっていることが分かるような書面とともに、保存しておくことが望れます。なお、「処分の受託」欄(受託者の会社名・処分担当者の氏名)については、再生業者に記入してもらうことが望まれるもの、再生業者には記入する法的義務がありませんので、空欄のままにしておくことも可能です。(排出事業者又は収集運搬業者が「処分の受託」欄に記入することは適当ではありません。)また、「最終処分を行った場所」は、再生業者の所在地を記入します。(A62参照)

なお、廃棄物処理法でいう「最終処分」とは、埋立処分(及び例外的に海洋投入処分)だけでなく、再生も含む概念であることに留意してください。

Q64 中間処理業者において再生されている場合、マニフェストの「最終処分を行った場所」はどのように記載するのか？

A64 廃棄物処理法でいう最終処分とは、「埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう」とされ、中間処理業者とは、「発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分する者をいう」とされています。(法第12条第5項)しかし、産業廃棄物に破碎、分別、蒸留、溶融等の処理を加えて再生する産業廃棄物処分業者の事業の区分は、最終処分業ではなく、中間処理業(再生を含む)とされています。

従って、再生後に残さが発生せず全量再生利用される場合は、当該産業廃棄物処分業者の事業の区分が、中間処理業(再生を含む)であったとしても、当該中間処理業者が最終処分(再生)を行ったことになりますので当該中間処理業者の施設の所在地を「最終処分を行った場所」として記載してください。また、再生後に残さが発生する場合、例えば、廃溶剤の蒸留再生に伴い蒸留残さが発生する場合や鉱さいの破碎・粒度調整による路盤材の製造に伴い製品に不適の鉱さいが発生する場合は、それらの産業廃棄物は中間処理後産業廃棄物(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物)に該当しますので、それらの産業廃棄物の最終処分場所を「最終処分を行った場所」として記載してください。なお、再生に伴い発生する産業廃棄物であっても、廃水処理施設で生じる汚泥、集塵機で捕集された粉じん、作業員が使用した保護具などは、中間処理業者が新たに発生させた産業廃棄物であって、中間処理後産業廃棄物とはならないことに留意してください。

なお、このFAQは大阪府の判断を示したものですので、大阪府の所管区域以外の事業者の皆様にあっては、所管の行政にご確認いただくようお願いします。

「社団法人東京産業廃棄物協会」は平成25年4月から名称が変わります。

(新名称) 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

★制度の動き★

東京都、総量削減義務の第二計画期間の削減義務率等に対する パブリックコメントを実施（実施期間：3月1日～3月21日）

昨年9月、都議会自民党、公明党に対する政党要望として提出していた、東京都の温室効果ガス総量削減規制の運用緩和については、その後、都議会自民党の高島直樹特別顧問（足立区・元）、村上政務調査会長、高木政務調査会会长代行、宇田川都議（当協会顧問）が意見交換等精力的に対応していただきました。

2月26日の都議会本会議の自民党代表質問でも第二計画期間等に関する事項が取り上げられ、今回、パブリックコメント（意見募集）が実施されるに到りました。その概要は以下のとおりです。なお、第1計画期間は2010～2014年、第2計画期間は2015～2019年です。

意見募集を行う事項は、7項目5ページにまとめられていますが、最も関係する部分を紹介すると、

- | | | |
|----------|----------------------|---------|
| 1. 削減義務率 | 区分 I-1 17% | 第1では 8% |
| | 区分 I-2 15% | 第1では 6% |
| | 区分 II 15% (廃棄物処理施設等) | 第1では 6% |
- 2 特別の配慮 ①中小企業への対応
　　中小企業が所有する大規模事業所は義務対象外（ただし、対策計画書の提出を求める。）
　　②人の生命・身体の安全確保に不可欠な医療施設
　　不可欠な医療施設については、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り削減義務率を緩和（4%緩和）
　　③第2計画期間から新たに削減義務対象となる事業所
　　新たに対象となる事業所には、第1計画期間と同等の削減義務率（8%又は6%）を適用

となっています。

意見募集期間は、平成25年3月1日(金)から3月21日(木)までであり、既に終了しています。

直接関係のある処理業者の数は少ないのですが、義務対象となっている施設（原油換算使用量合計が1,500KL以上）にとっては極めて大きな問題であり、東京産業廃棄物協会として対応を行ってきたものです。本制度に関しては今後も内容の変更の可能性も考えられますので引き続き情報を収集し、制度運用の改善に取り組んでいくとともに情報の伝達に努めてまいります。

みんなで使おう！ “再生紙”

■環境省 報道発表資料より

平成23年6月6日

微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理に係る大臣認定について (お知らせ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることとされています。

この度、下記の者からの申請に基づき、6月6日付けで認定を行いましたのでお知らせします。

1. 認定取得者

(1) 住所、名称、代表者の氏名

東京都江東区大島三丁目4番5号

東京臨海リサイクルパワー株式会社 社長 尾中 郁夫

(2) 施設設置場所

東京都江東区青海三丁目地先

平成25年2月12日

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (株式会社クレハ環境) (お知らせ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることとされています。この度、下記の者からの申請に基づき、2月12日付けで認定を行いましたのでお知らせします。

1. 認定取得者

(1) 住所、名称、代表者の氏名

福島県いわき市錦町四反田30番地

株式会社クレハ環境 代表取締役 福田 弘之

(2) 施設設置場所

福島県いわき市錦町落合79番3 他10筆

※「低濃度」と「微量」の表現にはご留意ください。

※ここに掲載した内容は大臣認定を受けた内容の一部です。詳細については環境省のホームページをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/>

建設廃棄物委員会

首都圏至近の管理型処分場・新井総合施設君津環境整備センターを見学 法改正と排出者責任、建設廃棄物についての勉強会も開催

平成25年2月28日(木)、建設廃棄物委員会は施設見学会を実施し、新井総合施設(株)君津環境整備センター(千葉県君津市)を見学した後、(社)東京建設業協会会議室(東京都中央区)において、東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課・高橋壽義課長補佐を招いて『法改正と排出者責任について』をテーマに勉強会を開いた。参加者は当協会建設廃棄物委員会委員のほか、(社)東京建設業協会、(社)日本建設業連合会から合計24名であった。



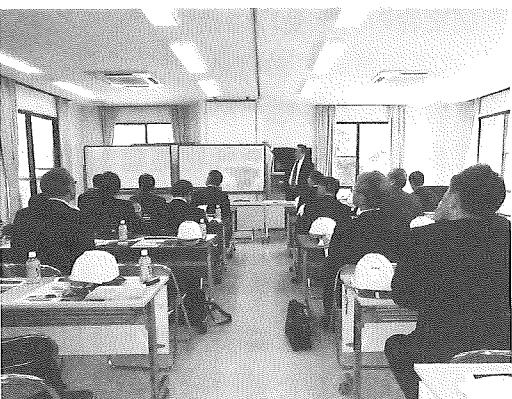
第二期処分場をバックに参加者一同（後列左から荻野センター長、高田課長）

前日までの寒さから一転、春の到来を感じさせる穏やかな、まさに管理型処分場見学日和となったこの日、午前9時に貸切バスで出発し君津市へ向かった。東京湾アクアライン木更津東インターから約30分、途中から見学先の新井総合施設(株)の車両に先導され、バス一台分の狭い市原市道に驚きながら君津環境整備センターへ到着した。

新井総合施設(株)君津環境整備センターは平成16年に営業を開始。民間としては最大規模の管理型処分場である。第一期処分場(埋立容量107万m³)と、今年1月に受入を開始した第二期処分場(埋立

容量93万m³)を擁している。受入れ品目は燃え殻、汚泥、廃プラスチック類※、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず※、鉱さい、がれき類※、煤じん、処分するために処理したもの(※石綿含有産業廃棄物を含む)の14品目にわたる。

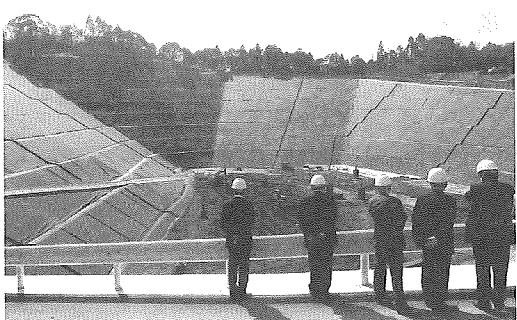
処分場の管理棟会議室において、高田龍一・営業部業務課長から話を伺った。同社は昨年1月、周囲の観測井戸から通常より高い濃度の塩化物イオンが検出されたため千葉県から指導を受け、第一期処分場への産業廃棄物の受入を停止して



会議室で高田課長の説明を受ける

いる。原因は、埋立地内の保有水の水位が上昇し、遮水工上部にある不織布をとおり土堰堤の法尻から滲みだした保有水が流出したこと。改善対策として、保有水排水機能を確保するためドレン管を設置し、埋立地内の排水管を増設、埋立地内に井戸を掘り内部保有水を排水するなどの対策を実施している。今後においては、残容量を活かすためにも改善対策を進め、一日も早く受入を再開できるよう社員一丸となってあたっているとのことだった。

第二期処分場は今年1月に許可が下り、1月17日から受入を開始した。本施設は、最新技術を駆使した遮水構造となっており、浸出水調整槽は、近年の気候変動を勘案して大雨に耐えられる容量として



第二期処分場

30,700m³を設置しているが、浸出水を決して外に出さないという決意のもと、第二期処分場にも様々な改善が加えられているそうだ。

近年埋立てた廃棄物の内訳は産業廃棄物が84%、一般廃棄物が16%である。受入については、業界ではじめて事前予約制とキャンセル課金制を導入した。廃棄物の搬入予約が守られることで中長期的に安定した処分金額が提示でき、排出者は正確な埋立計画と体制を整えることができる。廃棄物は計量と同時に荷姿検査台において全体をチェックした後、埋立処分場内での展開検査で内容物を確認し、契約内容と異なる場合や受入基準に合致しない形状である場合などは、通告書を発行して持ち帰ってもらう。また、廃棄物の運搬車両については、ドライバーに林道安全運行講習を徹底している。林道内では無線機を使い一般車両の安全誘導や運搬車両の運行状況を把握、1日3回道路の状態を確認し、車輪の轍の補修や側溝の掃除、草刈等を行うなど、周辺の林道保護と安全確保に努めるとともに、積極的な情報公開を行い、地域行事や地元住民との交流を図っていることだ。

説明を聞いた後、第二期処分場と新たに増設した浸出水処理施設を見学した。浸出水は凝集沈殿処理等を経て逆浸透膜(RO膜)処理工程により膜透過水と汚濁成分を濃縮した濃縮水とに膜分離され、原水中から汚濁成分を除去する。なお、膜透過水はキレート処理によりフッ素ホウ素が除去され、さらに消毒されて河川に放流される。濃縮水は処理工程により濃縮装置でさらに濃縮・減容化され乾燥

固化装置へ送られる。乾燥固化装置では濃縮装置で濃縮された高濃縮水を更に加熱蒸発させ、乾燥固化塩へ固化物化処理する。

参加者たちは場内の様々な設備に感心し、管理型処分場運営の苦労を聞いて、ある参加者は「これだけ色々な対策をされているのだから、処分料金がかかるのは当然だなあ」と感想を漏らしていた。



高橋課長補佐 課長補佐から『法改正と排出者責任について』をテーマに、平成22年改正の概要と、最新の東京都の動き等についての情報提供があった。改正の概要は次のとおり。

- 産業廃棄物の事業場外保管の事前届出制度；排出事業者は建設工事に伴い発生する産業廃棄物（特管産廃を含む）を、排出した事業場の外において自ら保管するときは、あらかじめ都知事に届け出なければならない。（保管の用に供する面積として300m²以上）
- 建設廃棄物にかかる処理責任；建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、その建設工事の元請負人が廃棄物処理法上の排出事業者としての責任を有する。
- マニフェストの控え（A票）の保存義務
- マニフェスト不交付時における産業

廃棄物の引き受けの禁止

- 処理困難時における委託者（排出事業者）への通知；産業廃棄物の処理を受託した産業廃棄物処理業者は、受託した廃棄物処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が発生した場合、遅滞なく、その旨を委託者に対して通知し、通知した書面を保存しなければならない。
- 土地所有者等の通報努力義務
- 罰則の強化；不法投棄及び不法焼却（未遂も含む）、無許可営業を行った法人に対する罰金が3億円以下に引き上げ。
- 廃棄物処理業の優良化の推進等；優良な産業廃棄物処理業者を育成するため、事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間を特例として5年から7年に延長する制度を創設。
- 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化；廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事等による当該施設の定期検査を受けること、廃棄物処理施設の維持管理情報をインターネット等により公開することを義務付けた。
- 熱回収施設の認定
- 収集運搬業の許可の合理化；積替え又は保管を伴わない場合で、一つの政令市の区域をこえて、収集又は運搬を行う場合は、管轄する都道府県知事が許可を行うこととした。

続いて、東京都の最近の動きや状況に

についての説明があった。

1. 石綿含有産業廃棄物の処理について

東京都は平成18年から続いている中間処理施設のスルー方式を廃止することとした。平成25年4月1日からの実施を予定し、関係団体と協議中。通知を受け取ったら、できるだけ早期に是正をしてほしい。（※都からの通知等は次号掲載）

2. P C B 違法処理事件

中堅の住宅メーカーの関連不動産会社が、PCBの処理を無許可業者に委託していたとして、2月5日、同社役員や社員が廃棄物処理法違反（管理票の不交付）などの容疑で逮捕され起訴された。都は金属商等をまわって、トランク等を安易に受け取らないよう指導を行っている。

3. 戻りコンの取り扱いについて（情報提供）

東京都生コンクリート工業組合は、今後、荷卸した時点を引渡しとし、荷卸できない場合はキャンセル料の対象とする考え方をまとめたとのこと。これまで、注文を受けて運んだ生コンのうち建設会社が使用しない分は生コン業者が持ち帰らされていた。この場合、廃棄物処理業の許可が必要となり、処理費用も業者の負担となることが問題となっていた。都は所有権の移転がなければ（キャンセル料であれば）廃棄物処理法の対象となないと判断したこと。

4. 最近の解体工事現場立入りで指導している事項

・石綿除去工事での元請業者の管理体制

の欠如

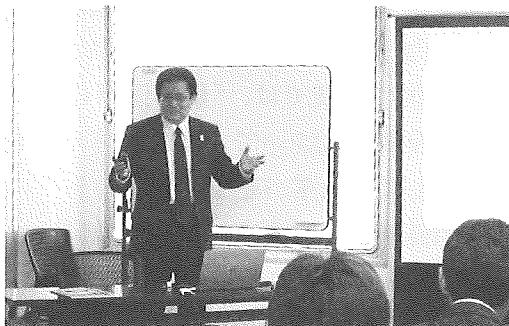
- 分別の不徹底
- マニフェスト伝票を種類ごとに交付せず、混合廃棄物として扱っているケースが多い。
- 下請け業者が処理の契約やマニフェスト伝票の交付・管理を行っている事例があった。

講演後の質疑では、「解体工事における地下不要物について、建設解体時に廃棄物として撤去すべきもの（不要物）に対する基本的な考え方について教えてほしい」（答：廃棄物を地中内に埋め殺しにすることは不法投棄に当たる。但し、地中の杭などを撤去することによって崩落・地すべりなど生活環境に影響が及ぶなど、撤去できない合理的な理由があれば残す場合もある。残す場合は土地所有者等の許可を要し、図面や書面に記録するなど所有者が変わっても引き継がれる情報が必要だ。）のほか、本日の講義に関する質問や、建設現場での廃棄物処理に係る問題点についての質問・要望があがった。また、大手ゼネコンの参加者からは「自社の指定業者は収集運搬業でありながら、産廃処理の知恵袋のような存在で大変助かっている。だが認定をとってもあまり優遇処置がないと聞いている。都は産廃エキスパート・プロフェッショナルの認定業者への優遇処置をもっとすべきだ。」、処理業者側からは「優良認定業者を使うと排出事業者にメリットがあるという制度にしてもらえると、認定業者への発注が増えるのでは。」など、活発な意見交換が行われた。

青年部だより

新春勉強会を開き、BCP(事業継続計画)に関する説明会を開催

青年部は、2月7日(木)15時より東京産業廃棄物協会の会議室にて、青年部法令委員会主催によるBCPに関する説明会を開催した。司会は、青年部・大崎法令委員長が務めた。



副島氏

講師は、ニュートン・コンサルタント株式会社・代表取締役社長副島一也氏にお願いした。副島氏は1998年より、英国にて災害対策や危機管理、事業継続マネジメントなどのコンサルティング事業立ち上げに参加され、2005年のロンドン同時多発テロ発生時には現地に勤務されており、実際にBCP発動を経験されている。

また、ニュートン・コンサルティング株式会社としては、東京都のBCP策定支援事業のコンサルタントを受託されている。東京都は、平成22年度からBCP策定支援事業を行っており、平成22年度は35社、平成23年度は70社5団体、平成24年度も70社5団体が支援事業に参加している。策定にかかる経費は無料であった。

本日は、これらの実例も踏まえながら、BCPの概要から始まり、BCPの必要性、BCP策定の演習までしていただき、非常に密度の濃い説明会であった。

BCPとはBusiness continuity planningの略で、大地震や新型インフルエンザな

どが発生した場合の緊急時の事業継続計画のことである。副島氏によると、「緊急時」と銘打っているが、リーマンショック(2008年9月)、アイスランドの火山噴火による航空網のストップ(2010年4月)、東日本大震災(2011年3月)、タイ洪水(2011年7月)、中国暴動(2012年9月)など、このような大規模な災害は平均すると10カ月に1回は世界のどこかで発生しており、BCPを策定し緊急時に備えることは企業にとって必須事項である。

BCPの大きなポイントは2つある。ひとつは、「会社の資産(従業員の命を含む)を守る」であり、もう一つは「事業を継続すること」である。

このポイントにしたがって、緊急時のシミュレーション、BCP策定演習をしていただいた。シミュレーションは、受講者が3人ひと組となり、緊急事態が発生した場合にどのように対応するのかを議論した。緊急事態の例として、この講演会場で震度6強の地震が発生した場合にどうするか、震度6強の地震が社内で発生した場合はどうするか、対策本部を設置し何をするか、顧客から問い合わせがあった場合にどのように回答するか、が挙げられ、短い時間であったが、活発な意見交換が行われた。

次に、BCP策定演習を行った。これは5段階に分けられる。①対象事業の決定、

②事業復旧期間の目標の決定、③リスクを未然に防ぐための措置と事故が発生した場合の措置の決定、④文書化及び手順化、⑤手順の演習と改善である。

最終的には、「我が社は○○という自社のサービスを、○○という災害が発生した場合、○○日以内に○○という対応をとり、○○%まで復旧させる」という一文にまとめられる。

注意事項として、文書化で終わってしまうことが多いとのこと。大切なのは文書化したことの演習とその維持と継続である。サッカーのフォーメーションに例えて、2(文書)-4(演習)-4(維持・継続)の割合が適切であるとのこと。

最後に、BCPは国際規格ISO22301にもなっている。また、平常時における意思決定のスピードアップ、リスク分析などにも役立ち、攻めのTOOL、経営のTOOLとして、必要不可欠であると締めくくられた。

東京都のBCP策定支援事業は平成25年度も継続して行われる予定である。東京産業廃棄物協会会員企業の方々には本事業を利用し、BCP策定に取り組んでいただき、会社の発展に役立てていただきたい。

(野村興産(株) 岩瀬 記)



今年もアースデイ東京2013を 東京産業廃棄物協会として協賛いたします。

地球のことを考えて行動する日、アースデイ

EarthDayTokyo2013

「地球のことを考えて行動する」グループが集う日本最大級の地球フェスティバル

平成25年4月20日(土) 10:00 ~ 17:00

21日(日) 10:00 ~ 16:00

[場所] 渋谷区代々木公園 野外ステージ前広場

早いもので5回目の参加、去年から協賛という形をとりイベントの中心にあるごみゼロステーションにて来場する子供向けに環境教育を行う「ごみゼロスクール」を開校しております。イベントで出たゴミが、リサイクルして何になるのか?などクイズ形式にしたパネルを使い十分理解してもらった上で、自らが明日から出来る環境宣言をもらいました。そのあとはプロのアーティストがフェイスペイントのご褒美!それが去年は大盛況だったので今年も同じ企画で行う予定です。

イベント自体はライフスタイルから地球規模まで幅広いジャンルのトークショーやNPOビレッジ、有名アーティストによるコンサートも無料でご覧いただけます。

体験ブースでは天ぷら油リサイクルで発電、ヘンプやオーガニック素材を使ったミサンガやコースターを作るワークショップもあります。

今まで協会青年部が中心となり参加していましたが、是非皆さんと一緒に参加しませんか?今年は「ごみゼロスクール」運営以外に会場となる代々木公園から原宿、渋谷にかけて一斉清掃を行うボランティア活動にも参加予定になっています。

これを機会に貴社またはご自身の環境貢献活動の一つにしましょう! (アースデイ東京2013実行委員)

青年部幹事 相川



建廃「選別」他について提言の方向性を取りまとめ

平成25年2月20日(水)15時より、10名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆多摩支部会の委員交代について

④相田 英則 氏（相田化学工業）
⇒⑤比留間 久仁男 氏（比留間運送）

◆建廃の「選別」の法的位置付けの明確化〈担当：高橋委員〉

【提言の方向性】中間処理の定義に安全性の確保と再資源化のための行為を追加し、通知等により明確にする。定義の変更が不可能である場合は、破碎の前処理を独立した「選別」という処理項目とし、事前選別を許可項目に付加し、マニフェストに明記できるようにする。なお、このような選別については、再委託の適用除外を考慮すべきである。また、環境省通知（平成15年2月13日付環廃産第90-1号）の各自治体への周知徹底を要望する。

★提言の方向性は上記で確定し、事務局は所管庁へ提出できるような様式にまとめる。

◆住宅メーカー業界の扱い単位の改訂の提言（数量単位をマニフェスト記載単位へ改めることの提言）〈担当：上路委員〉

【提言の方向性】廃棄物処理委託契約では種類と数量であり、面積ではない。数量は、数、嵩であり、重量若しくは容量、台であり、処理後に行政に提出する書類等も重量(t)単位にて報告書を作成している。したがって、産業廃棄物処理委託の数量は、重量若しくは容量、台として契約を締結するよう行政において、排出事業者、住宅メーカーに対して周知徹底するよう要請す

る。契約上有効かどうかという問題もあるが、東京都に問題点として既に申し入れをおこなっている。まずは、問題点整理ということで、東京都の産業廃棄物対策課の指導係が協会との話し合いの場を設定することになっている。

★行政との話し合いのプロセスとしては、契約書、マニフェスト、帳簿は全て立米単位での記載となっているが、精算時のみ平米単位になっており、廃棄物処理法上で記載事項が定められているのだから、精算時にも適応されるべきであり、規制監視を強化して欲しいという内容で話し合いを進める方向とする。

◆変更届出書様式の統一化について〈担当：山下委員〉

東京都を中心とし、他県との差異表を作成する。また、当委員会としては、その差異に対しての意味に関して討議した結果、統一見解を出して欲しいと要望する方向で進める。

★山下委員には、次回委員会までに整理の仕方と、検討するポイントを明確にして頂く。

◆特管品目（廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥）許可範囲の拡大（該当品目の産廃許可の包含）〈担当：森副委員長〉

前回まで討議した内容とは違い「産業廃棄物を扱う際も特管物であるかないかの判断能力やリスク管理が必要となる現状を踏まえて、産廃許可と特管許可の区分の在り方を検討する」方向で進めたい。
★次回委員会にて検討する。

◆次回委員会について

平成25年4月17日(水)に開催することになり、約2時間30分に亘る会議が終了した。



収集運搬委員会（泉委員長）

平成25年2月13日(水)15時30分より11名の委員により開催された。

東京都と締結している災害廃棄物処理協力について、具体的な連絡方法の話し合を行った。協会ホームページ活用では「災害対策本部・支部の組織図」及び「災害発生時における支援・連絡体制図」を掲載し、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を活用する案がでた。

次回は平成25年6月の開催予定。

中間処理委員会（碩委員長）

平成25年2月15日(金)15時から10名の委員により開催された。

放射能対応として再度アンケートを行うため、焼却、中和・脱水分科会から出されたアンケート設問を確認し、実施することとした。平成25年3月1日(金)に会員処分業者（破碎業者除く）へ実施、3月22日(金)締切とした。

放射能対応としては、委員、分科会メンバー間で更に情報交換を行うこととした。

次回は平成25年4月11日(木)15時から開催する。

表紙の言葉

大正から続く三代目袋物職人の藤井直行氏は、様々な袋物を江戸古来の技巧で手作りしている。現在、裁断・縫製・仕上げまで全ての工程を一人で行える唯一の袋物師だ。袋物とは、その名の通り物を納める袋状の道具の総称だが、その始まりは「煙草入れ」と言われる。煙草が日本に伝來したのは鉄砲やキリスト教とほぼ同時期とみられ、江戸時代中期以降、「煙草入れ」はデザインにお金と工夫を凝らした“粋な男のアクセサリー”だった。同店では煙草入れ、合財袋（一切合財入る袋）のほかメガネやスマホケースも手掛ける。写真は、直行氏が熱したてて裁断した革の型を整える様子だ。伝統の技はそのままに、「付加価値をつける」という現代の発想で消費者ニーズの多様化に応じている。例えばスマホケースの内側にはセーム（鹿）革を張る。セーム革で画面を拭くと油性の汚れが驚くほどきれいになるのだ。こうした細工が商品のどこかに必ず施されていて楽しい。「素材の工夫や古来の柄の復活など常に新しい物にチャレンジしていきたい。試行錯誤は苦勞ですが失敗しないと良い物はできませんから。」と直行氏。インターネットの普及で全国は元より海外からも注文があるそうだ。

江戸袋物 藤井袋物 <http://www.saifuya.com/>

所在地 東京都台東区鳥越1-17-5

電話 03-5820-3987 / FAX 03-5820-3988

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part70

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	運転中	歩道から急に自転車が飛び出して来て、接触しそうになった。	前方だけでなく、周囲をよく見て、常に安全確認を怠らない。
2	一般道路で	商店街を走行中	雨風が強い日だった為、お店の看板が飛んできた。	天候の悪い日は、予想外の出来事にもすぐに対応できるよう周囲の状況をよく把握する。
3	一般道路で	雨の中走行中	路面電車の路線上を通過しようとしたら、タイヤが空転して滑った。	特に、雨の日に線路上を通過する時は、アクセルを踏み過ぎないよう注意する。
4	一般道路で	交差点内を走行中	対向車が通り過ぎたので右折しようしたら、対向車の後ろにバイクが隠れていた。	交差点を通過する時は、安全を目視してから一呼吸おいて走行する。
5	一般道路で	交差点内を走行中	青信号だったので右折しようしたら、対向車の脇からバイクが飛び出して来た。(徐行していたので停止できた。)	青信号だからと油断せず、合流地点や信号交差点の前後、左右はしっかりと確認を行い、気持ちにゆとりを持った運転を心掛ける。
6	高速道路で	合流地点の手前を走行中	左路肩から、猛スピードで自車の前に割込んできたので、追突しそうになった。	常に左右の確認をし、周りの車両との車間距離を意識して走行する。
7	高速道路で	走行中	カーブになっている場所で事故が発生していたので、急ブレーキを掛けた。	それ程スピードを出していなかったので止まれたが、カーブではスピードの出し過ぎに注意する。
8	高速道路で	走行中	急に渋滞が始まり、前車がハザードランプを点灯させたので減速したが、気付くのが遅かった為に急ブレーキとなってしまい、ヒヤリとした。	周囲の道路状況をよく把握して、様々な状況に対応できる運転を心掛ける。
9	コンビニエンスストアの駐車場で	一般道路へ出ようとした時	車両が前を譲ってくれたので合流しようしたら、その脇からバイクが飛び出して來た。	道を譲られたとしても、必ず一時停止をしてから安全確認を行い、ゆっくりと前に出るよう心掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。



つ・ふ・や・き

災害時の事業継続計画について

地震、津波、新型インフルエンザの感染拡大など、大規模な災害や不測の事態が発生した際に企業の事業について継続もしくはいち早く復旧できる体制を整えておくことを計画するBCP（事業継続計画）。企業における地震のBCP策定率は、策定済みが約5割という調査結果があった。東日本大震災と震災後の混乱を目の当たりにしたことが、BCP策定率を伸ばした要因のようだ。これまでには、BCPの想定として最も策定率の高かったのは、会社の基幹業務や業務システムなどのシステム障害で約6割となっていたが、震災以降は地震などの自然災害に対する策定が伸びてきたことに、企業の関心が集まっていることは容易に感じ取れる。米国、英国、韓国などの諸外国では、テロ、風水害、口蹄疫発症を契機に事業継続計画は法律化され、米国や韓国では、認証制度を設けて民間企業に対し自主的な災害対策をとらせた。英國では、公的機関が中心となり民間企業にとどまらず地域全体の災害対応力を向上させる仕組みを構築させた。諸外国の例を見ながら、実際に震災を通して見えるものは、民間企業による企業努力には、やはり限界があるということ。もちろん想定なしで行き当たりばったりの行動をするよりは、想

定しておいた方が絶対に良いことは間違いないと思うが、震災後のガレキ処理、ライフラインの復旧、食糧問題など国だけではなく各業界の中にも災害に対する想定をしなければならないと感じる。現在は、各業界団体も災害時における協力体制などを策定しているが、そういうもののを通じて様々な業界同士の協力関係が生まれることも期待したい。

東日本大震災から2年、自然災害の猛威を忘れてはいけないと心に刻む。災害の被害は決して被災地だけではなく、皆が少なからず被害を受けたはずである。原産地で災害があれば、そこから原産品の供給が途絶えて手に入らなくなってしまうように何かに影響ができる。そういう相互作用で社会が成り立っている今だからこそ、しっかりした災害対策と互いを思い合い協力し合うことが大事になってきていると思う。実際に大都市の東京で巨大災害が発生したとすると、ゾッとすると。東京で起きた場合の影響は計り知れないものがあるが、その時に備え、しっかりとしたシミュレーションと対策を考えていきたい。そんなことを先に考えるより、筆者もBCP策定を目指すとしよう。

(若葉マーク)



総合的判断と総合判断説

講習会では息抜き話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

2月14日の昼休み時間に、東京都庁会議室で、廃棄物処理業者である白井グループの海外インターン生、ヴラディミル・ソウクプさんの研修報告会が行われた。テーマは、日本の廃棄物処理業者が海外進出場合の最適進出先である。彼はチェコ人で、プラハやシンガポールの大学等で学んだそうだ。

話の内容は、海外進出先の選定に際し、まず第一段階選抜として発展可能性や予想されるリスクに関するデータに基づいたランク付けをする。ランク付けに関わる基準についてはウェイト付けがされている。結果として4カ国が選ばれる。次に2カ国に絞るための総合評価をする。政治的環境、経済的環境、社会的環境、技術的環境、自然的環境、法的環境の各要因について総合判断するという。各要因の英語の頭文字をとってPESTEL分析というそうだ。そして、最後に「ポーターの競合分析」という手法により進出最適国を選定する。そこでの総合判断は、サービス供給業者の交渉力、顧客の交渉力、代替サービスの脅威、新規参入の脅威、既存企業間の敵対関係の強さ、という5つの要素で行われる。

結局、三段階で総合判断を繰り返し、慎重に結論を出すというもので、当たり前のことをきちんと実施しているといえばそれまでだが、要するに、大事なことを決めるときには、様々な要素を総合的に判断し決定するということだ。ちなみ

に、報告会で示された結果は「ガーナ」である。次点となったのは「インド」であった。結果はともかく手法としては、判断要素のウェイト付けがやや不十分であったような気がする。

話は変わるが、何が廃棄物に該当するかは、廃棄物処理法の適用上重要な問題であり、しかも分かりにくく関係者を大いに悩ませている。処理法第2条第1項

【定義】では、「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、……その他汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう、とされている。

この読み方について、処理法の施行通知（昭和46年10月16日）では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、汚でい、……その他の汚物又はその排出実態等からみて、客観的に不要物として把握することができるもの……と説明していた。汚物については誰でも判断できる（疑問は残る）が、不要物とは何かは判断が難しいと思うのだが、主務省は「客観的に……把握することができる」としたのである。

「排出実態等からみて」という表現からは、複数の要素から総合的に判断するというニュアンスは伺えるが、ともかく「客観的」に把握できるとし、判断要素には「主観的」なものは含まれないという説明をしたように理解され、処理法施行時の施行通知は客観説だと言われることになったようだ。

ところが、物が必要物か不要物かとい

う判断は、誰でも「必要と思うなら必要物、不要と思うなら不要物」と、関係者の考え方、気持ち次第だと思うだろう。このように外観からは判断できない人の内面的な思いを主観というのだから、不要物については本来的に主観的な要素を省いてはいけないものなのだ。それを、何故客観説などと称されるものがでてきたのか。

確かに、全国一律に規制・取締りを実施しようとすると、主観的な要素が入ってくると、判断が複雑になり時間もかかる、結果は担当者によってバラバラという事態になる。そこで、運用は誰が見ても判断しやすく統一が図りやすい客観的な基準があるべきとの思いから、客観説が強調されたのではあるまいか（主観的な都合ではあるが）。

しかし、どうみても無理な話で、昭和51年の処理法の大改正に伴う改正施行通知（昭和52年3月26日）において、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」という説明に変更した。

この場合、客観的な要素と主観的な要素（占有者の意思）とを総合的に判断することになるため、総合判断説と呼ぶようになったようだ。客観的要素を多数並べて総合的に判断する場合はあくまで客観説にとどまるが、それは否定されたということだ。

さて、廃棄物処理法上の廃棄物の定義においては、主観的要素を含む総合判断（説）によることとなった。そのことが「客観的」にわかるのが、いわゆる「お

から事件」といわれるもので、最高裁判所第二小法廷決定（平成11年3月10日）において最高裁の判断が示され、現行法の解釈としては決着がつけられている。「不要物とは、……その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び事業者の意思等を総合的に勘案して決するのが相当である」

したがって、関係者は、この判断枠組みに従って、個別具体的に判断することになる。これまでの行政などの伝統的な判断に必ずしもとらわれることなく、勇気を持ってしっかりと新しい判断を積み重ねていかなければならない。その結果、おかしい結論となるようであれば、法律自体が社会の実態に合わないものとして、改正していくべきなのだ。総合判断説を探るということは、そういうことなのだ。通知類を出して簡単に決着が着くということではなく、関係当事者の判断が重要になってくる。その結果、「廃棄物」に該当するかどうかは関係当事者の判断に委ねるべきという主張に向かうことにもなるのではないか。

しかしそれでは大きな混乱に陥るという声もある。そこで、通知の積み重ねというより、詳細な事例集（FAQ）を作成し、関係者の悩みを解決していくことが必要になる。現行法制では各行政に解釈権限が与えられているのだから、各行政がFAQを出すべきだということになるが、その内容がバラバラになったのでは排出事業者も相談に預かる処理業者も大いに困る。したがって、中央環境審議会（部会）の下で環境省が力とネットワークを結集して、詳細かつ体系的な分かりやすいFAQを作成していく方法しかないと思うのだが、どうか。皆さんの総合的判断をお願いしたいものだ。

（専務理事 古川芳久）

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)川上商店

(No.2112) 【旧代表者名】代表取締役社長 川上 聖順

128ページ

↓
【新代表者名】代表取締役社長 有田 一成

【旧住所】〒182-0023 東京都調布市染地2-34-18

【旧電話番号】042-481-6077

【旧FAX番号】042-481-1835

↓
【新住所】〒206-0801 東京都稻城市大丸1462-2

【新電話番号】042-379-0011

【新FAX番号】042-379-0012

(株)共同土木

151・207ページ

(No.2084) 【旧住所】〒362-0016 埼玉県上尾市原新町6-45

↓

【新住所】〒362-0016 埼玉県上尾市原新町26-1

東京産資源(株)

82ページ

(No.4173) 【旧代表者名】代表取締役 細谷 明弘

↓

【新代表者名】代表取締役 村上 清一郎

(株)御美商

71ページ

(No.2096) 【新法人名】(株)ジーエムエス

【旧住所】〒124-0006 東京都葛飾区堀切1-29-13

【旧電話番号】03-3694-9953

【旧FAX番号】03-3694-9955

↓

【新住所】〒131-0032 東京都墨田区東向島3-10-3

【新電話番号】03-5655-3305

【新FAX番号】03-5655-3321

(有)ユニオン

(No.8033)

【旧住所】〒157-0064 東京都世田谷区給田5-17-1

↓

【新住所】〒157-0064 東京都世田谷区給田5-11-15

98ページ

～協会の主な今後の日程～

(平成25年3月1日現在)

月	日	曜日	行 事 予 定	備 考
3	4	月	●平成25年度許可申請に関する講習会・4月開催分の日程公表～	
	5	火	「医療廃棄物処理従事者への研修会」 13:30～	東京都環境公社・会議室
	6	水	関東地域協議会；事務責任者会議 15:00～	協会会議室
	12	火	全産廃連；正副会長会議12:00～／第12回理事会 13:30～	全産廃連会議室
	13	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	13	水	常任理事会 13:30～／第302回理事会 14:30～	協会会議室
	14	木	都受託 「産業廃棄物処理業者向け講習会」 ②静脈産業をめぐる最新状況に関する講習会 13:00～17:30	砂防会館 別館 会議室 シェーン・バッハサボー
	19	火	多摩支部 幹事会14:00～／適正処理意見交換会15:00～／懇親会17:00～	立川商工会議所
	21	木	女性部 幹事会 12:00～／全体会 15:00～	協会会議室
	25	月	●平成25年度許可申請に関する講習会・全日程公表～	
4	26	火	総務委員会 14:00～／常任理事会 15:00～	協会会議室
	1	月	●平成25年度許可申請に関する講習会・受付開始～	
	10	水	常任理事会 13:30～／第1回理事会 14:30～	協会会議室
	11	木	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	16	火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	17	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	18	木	女性部	協会会議室
	19	金	第50回関東地域協議会	青山ダイヤモンドホール
	23	火	常任理事会 15:00～	協会会議室

～会員企業の皆様へ～ 本誌への広告を募集しております。

お問い合わせは (社)東京産業廃棄物協会
電 話 03-5283-5455

事務局だより この季節はどうしても思い出してしまうことがある。春らしくなってこれからという時期がこの3月であるので、なおさらのかもしれない。各新聞でも取り上げているが、「震災から2年」という記事がある。震災そのものが一番恐ろしいが、それに加え、津波、原子力発電所の爆発事故があった。これ以上の災害が起こっては困る。

3.11は、忘れてはならない日だ。

原子力発電所の爆発は、地震、津波に追い打ちをかけた。甚大な被害であることは間違いないのであるが、この爆発さえなければと思わざるにはいられない。今でもずっと、「どうして? 何とかならなかったのか。」と考えてしまう。現在も約16万人が原発による避難を余儀なくされているというが、どのような気持ちで過ごされているのだろうか。自分の家なのに帰れないのだ。身の安全を考えれば当然のこと、我慢するしかない、子供に影響があってはいけない、牛とか生き物はどうするか、様々な思いが駆け巡り、やむなく別の場所にいなくてはならない。「なぜ?」とまた、問い合わせます。

編集後記 例年より遅れ気味の梅も盛りを迎えています。ほのかな香りは何ともいえない癒しの空間を醸し出してくれているような気がします。本格的な春を迎えるこの時期は梅の花のほかにも多くの種類の花が開花となり、華やいだ気分になってくるものです。一方で、黄砂の時期の到来ともなります。今年は黄砂に加えて、PM2.5に対する注意も必要なのでしょうか。都は石原前都知事がその抑制を早い段階で実行してきましたが、今回は自助努力で克服できるものか不安を覚えます。

東日本大震災から2年が経過しました。復興関係の報道がめっきり少なくなったような気がしますが、皆様はどのように感じておられるのでしょうか。協会は高橋会長のもとで出来ることを実行してまいりますし、今後も継続していくことになります。春の季節が人々の心に従前どおりに響くようにならんことを祈念しています。

二次被害、三次被害は、予想できないのであろうか。一番安全だったはずではなかったか。事故時から継続して修復作業に携わっている方々などには頭の下がる思いであるが、当初から「安全に安全を」という考え方方が基本にあり、施設設置者と行政・住民等の情報共有があれば、事態は大きく変わっていたものと思う。

安全と環境を守っていく努力を一人一人が実践していくことが、やむなく避難されている方々への支援に繋がっていくのではないだろうか。

いよいよ4月から協会が新法人としてスタートします。単なる年度替わりではなく、特例民法法人を卒業し、確固たる一般社団法人となります。公益事業は勿論ですが、会員事業も研修、交流、普及事業などを充実させていくこととしています。平成25年度という区切りのよい数字にあやかり、高橋会長及び役員の方々を先頭に、会員の皆様の固い結束のもと前進するため、事務局もしっかりとお手伝いできるよう奮闘してまいりますので、よろしくお願いします。

(井野)

とうきょうさんぱい 2013 第271号

発行人 高橋俊美
企画・編集 広報委員会
発行所 法人 東京産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



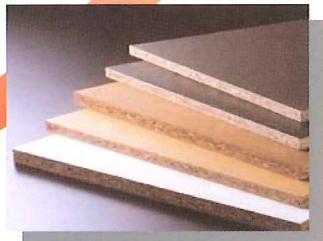
不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム

置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。

そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与える…それが東京ボードグループの使命です！！

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は

地球温暖化防止に
全力で取り組みます

